

転入・転出・転居に伴う臨時窓口の開設

開設日 **3月21日祝** **28日土**
4月4日土
 開設時間 **9時～15時**
 場所 **市役所1階 市民課**



廿日市市役所では、転入・転出・転居が集中する3月下旬および4月上旬の土曜日に次のとおり臨時窓口を開設しますので、利用してください。
 ※他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁いただく場合もあるので、平日に事前に電話などで問い合わせてください。

開設する窓口業務（次の業務以外は、市役所開庁のため行っていません）

	主な取り扱い業務	問い合わせ
住所異動など	<ul style="list-style-type: none"> ●転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け ※住基ネット、電子証明書に関する業務は取り扱いできません ●住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの発行（広域交付の住民票は除く） ●一般旅券の交付 	市民課 ☎09134 ☎09135

住民異動に関する主な手続き案内

届出	転入届 本市に引っ越してきたとき	転出届 他の市区町村へ引っ越すとき	転居届 本市内で引っ越したとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が変わったとき
届出期間	転入した日から14日以内	転出の前	転居した日から14日以内	変更があった日から14日以内
届ける人	■原則として本人か世帯主（本人か世帯主以外からの届け出には、委任状が必要です） ■届け出人の本人確認ができるもの（免許証・保険証・住民基本台帳カードなど）を提示してください			
手続きに必要なもの (該当するもののみ)	前住所の市区町村が発行した転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、印鑑	印鑑登録証（市民カード）、印鑑	在留カード、特別永住者証明書、印鑑	印鑑

※戸籍に関する届け出、埋火葬許可・火葬場使用許可の業務は時間外窓口（防災センター）で受け付けます
 ※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります
 ※印鑑は、朱肉用の印鑑を持参してください（ゴム製不可）

子ども相談窓口 (いじめ、体罰、虐待など)

子どもの人権110番（全国共通無料）
 ☎(0120) 007-110
 月～金曜日 8時30分～17時15分
 (携帯電話・PHSからはかかりません)

いじめ110番
 ☎(0120) 080-110
 月～金曜日 9時30分～16時30分
 (携帯電話・PHSからはかかりません)

子どもの人権SOS-eメール

(パソコンから)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 (携帯電話から)
<http://www.jinken.go.jp/soud-an/mobile/001.html>

子ども何でもダイヤル
 ☎(082) 255-1181
 毎日（12月29日～1月3日を除く）
 9時～17時

広島県西部こども家庭センター
 ☎(082) 254-0381
 月～金曜日 8時30分～17時15分

市役所児童課（家庭児童相談室）
 ☎(0829) 30-9153
 月～金曜日 8時30分～17時15分

高齢者の相談窓口 (生活での困りごとなど)

地域包括支援センター
 はつかいち
 ☎(0829) 30-9158

地域包括支援センター
 さいき
 ☎(0829) 72-2828

地域包括支援センター
 おおの
 ☎(0829) 50-0251

社会福祉法人佐伯さつき会
 よしわせせらぎ園
 ☎(0829) 77-2377

社会福祉法人いもせ
 聚楽会宮島ふれあい
 ☎(0829) 44-0250

外国人の相談窓口

ひろしま国際センター「外国人総合相談窓口」
 ☎(0120) 783-806
 (携帯電話・PHSからはかかりません)
 (携帯電話から)
 ☎(082) 541-3888
 専門窓口 木曜日 10時～12時、13時～16時

市役所協働推進課
 国際交流・多文化共生担当（市民活動センター内）
 ☎(0829) 30-0201
 ○中国語（中文）火・水・木曜日 9時～16時
 ○タガログ語（TAGALOG）、英語（ENGLISH）
 水・金曜日9時～16時

障がいがある人の相談 (障がいに関する困りごとなど)

障がい福祉相談センター(きらりあ)
 ☎(0829) 20-0224
 FAX(0829) 20-0225
 月～金曜日 9時～17時

市役所障害福祉課(身体障がい・知的障がい)
 ☎(0829) 30-9128
 FAX(0829) 31-1999
 月～金曜日 8時30分～17時15分

市役所健康推進課(精神障がい)
 ☎(0829) 20-1610
 FAX(0829) 20-1611
 月～金曜日 8時30分～17時15分

女性に関する相談窓口 (配偶者やパートナーからのDVなど)

市役所児童課(母子相談)
 ☎(0829) 30-9153
 月～金曜日 8時30分～17時15分

広島県西部こども家庭センター
 (配偶者暴力相談支援センター)
 ●女性・DV相談専用
 ☎(082) 254-0391
 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10時15分～17時

●休日・夜間電話相談
 ☎(082) 254-0399
 月～金曜日 17時～20時
 土・日曜日・祝日 10時～17時
 (年末年始を除く)

女性の人権ホットライン(全国共通)
 ☎(0570) 070-810
 月～金曜日 8時30分～17時15分

エソール広島
 ●一般電話相談
 ☎(082) 247-1120
 毎日 10時～16時
 (水・日・祝日は休み)

●デートDV相談
 ☎(082) 247-1120
 毎月第1・3土曜日 13時～16時
 (祝日は休み)

その他人権相談窓口 (人権に関する困りごとなど)

みんなの人権110番(全国共通)
 ☎(0570) 003-110
 月～金曜日 8時30分～17時15分

広島法務局廿日市支局
 ☎(0829) 31-2164
 月～金曜日 8時30分～17時15分

廿日市人権擁護委員協議会
 ☎(0829) 31-2165
 火・金曜日 9時～16時

インターネット人権相談窓口
 (パソコンから)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

市税などの納付は口座振替が便利です

問合せ 税制収納課 ☎9110

市では、税金・料金の口座振替を推進しています。
 口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関や市役所に出向く必要がなく、納め忘れもありません。

申し込み方法

口座振替依頼書に必要事項を記入・押印の上、金融機関または市役所税制収納課・各支所税務担当課に提出してください。

口座振替依頼書は、市役所1階税制収納課、各支所税務担当、市内各金融機関に用意しています。また、口座振替依頼書の郵送を希望する人は、市役所税制収納課まで連絡してください。

※振り替えを希望する納期限日の前月15日(納期限日)が土日祝日で翌月に繰り越した場合(前々月の15日)までに申し込んでください。

- 口座振替取扱金融機関
- 佐伯中央農業協同組合、広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、中国労働金庫
- 留守家庭児童会利用料
- 社会福祉施設入所者負担金
- 保育料・延長保育料
- 市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 軽自動車税
- 固定資産税・都市計画税
- 市県民税(普通徴収)
- 市県民税(普通徴収)



撮影協力 左から木下真弥(きのした・しんや)くん、室田紗幸(むろた・さゆき)さん(廿日市小学校2年生)